

第9章 総合的考察

- 第1節 スリ・ランカの聴覚障害児早期教育に対するわが国の援助
- 第2節 スリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルの提示
- 第3節 発展途上国の障害児早期教育に対する援助に関する示唆
- 第4節 発展途上国の障害児早期教育に対するわが国の援助への提言

概要

本研究の本論では第6章から第8章において、スリ・ランカの聴覚障害児教育へのわが国の援助について文献的研究、調査研究、実験的研究により検討してきた。本章では、最初に第1節で、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育へのわが国の援助について、これまでの章において得られた援助の特質、結果及び有効性に関する分析を踏まえて、総合的に考察する。次に第2節では、わが国の援助で開始されたスリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルを提示する。続いて第3節では、本研究で得られた発展途上国の障害児早期教育への援助を実施する上での観点について考察する。最後に第4節では、発展途上国の障害児早期教育に対するわが国の援助への提言を行う。

第1節 スリ・ランカの聴覚障害児早期教育に対するわが国の援助

1. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育に対するわが国の援助の特質

1-1. スウェーデンの援助との比較による検討

ここでは、第7章において検討したわが国のスリ・ランカの障害児教育への援助の特質を、第6章第4節において検討したスウェーデンの援助と比較・検討することにより明らかにする。

第6章第4節において、スウェーデンの援助が、最貧困におかれもっとも弱い立場にいる人々を支援するという目標のもとに実施されているために、障害者支援分野への援助が、重点的に取り組まれている分野の1つであることが明らかになった。これは、わが国の障害者支援分野への援助の位置づけとは根本的に異なる点である。すなわち、第3章第1節に示したように、わが国では途上国の経済インフラストラクチャーの支援に重点がおかれてきており、障害者支援分野はごく近年になって注目を浴びるようになったに過ぎない。

このように、スウェーデンの援助とわが国の援助とは、それぞれの政府による開発援助の中での障害者支援分野の位置づけに根本的な違いがあるために、同列に並べて比べることはできない。しかし、両者の特徴を比較・検討することにより、わが国の援助の特質を照らし出すための一助にはなるとと思われる。

最初に両国が援助を実施した、国立教育研修・研究所(NIE)への援助について検討する。スウェーデンは、1990年代になってから、NIE特殊教育部の運営資金の拠出とその運営内容への支援という、ソフト面の援助を実施してきた。一方、わが国は、1990年代初頭にNIEの建物を建設し、特殊教育部に対しても機器・機材の供与を行った。わが国のNIEへの援助は、障害児教育への直接的な援助としてではなく、スリ・ランカの経済インフラストラクチャーの整備に重点をおく、これまでのわが国の教育援助の枠組みの中で「無償資金援助」として実施されたものであった。第7章第1節で述べたように、NIEの特殊教育部

はNIE内に設置された多くの研修室を用いて多種多様の教員研修を実施していることから、NIE施設の建設は特に教員の質の向上という面で、1990年代のスリ・ランカの障害児教育の発展に大きな貢献をしたと言える。このようにNIEに対する両国の援助を見てみると、入れ物を提供したのがわが国であり、中味を提供したのがスウェーデンであったことが理解できる。

従来、わが国の教育援助は大規模の施設建設に片寄り、中味の援助が伴っていないという指摘が為されてきた。セートウング(1993)はわが国のスリ・ランカに対する教育援助が、機材や財政的援助に重点がおかれ、人的支援が伴っていないと指摘している。施設建設後に、その施設が十分に利用されることがなければ、これほど無駄な援助はない。しかし、被援助国のニーズがあるところに建設された施設は、さらにそこで実施される業務の中味に対する援助が伴うことで、被援助国の当該分野の発展に大きく貢献することが、スリ・ランカのNIEの例によって示された。入れ物も中味も、両方重要なのである。ここで、問題となるのは、わが国が多額の投資をしてNIE施設を建設したにもかかわらず、なぜ中味に対する援助を実施しなかったのか、あるいは、実施できなかったのか、ということである。これは、わが国の援助全般に共通して見られる問題でもあるが、同時に障害児教育における途上国援助の蓄積の乏しさによるものであると考えられる。

次に、本研究で得られた、わが国の障害児教育におけるソフト面での援助、すなわち技術協力について検討する。わが国の障害児教育分野への技術協力については、第7章で1980年代の専門家派遣と1990年代の海外青年協力隊派遣に分けて検討した。その結果、1980年代の「聾学校幼稚部プロジェクト」は、援助案件が一人の聾学校教員により発掘され、日本国内で専門的に活動を支援する機関をもたないため当該国・当該分野について十分な情報を得られないまま、派遣専門家の、教員としての経験にのみ依存しながら、個人ベースで実施されたことが明らかになった。一方、1990年代の「聴覚障害プレスクール・プロジェクト」については、長期間滞在し現地語能力の高い1名の青年海外協力隊員により、スリ・ランカのニーズの把握は進んだものの、ここにおいても個人ベースで援助が実施されたことが明らかになった。さらに、これらの専門家や青年海外協力隊員が任務を終えて帰国した後に、JICAやその他の機関から

情報提供を求められること等、彼らのスリ・ランカでの経験がさまざまな形で活用されることはまれであったことが面談調査により確認された。ある元専門家は、面談において、帰国後、所属先の聾学校からスリ・ランカでの活動に関する報告をするよう求められたことはなかったと述べている。このように、数少ない経験の蓄積を国内で共有し、積み上げていくことに対して十分な努力が払われ関心が向けられることがなかったという点に、わが国における障害児教育への援助に対する消極的な姿勢を見ることができる。一方、スウェーデンは、1980年代にスリ・ランカに長期間滞在した専門家を援助の中核として位置づけ、1990年代の援助を展開している。Table 9-1-1で、スウェーデンとわが国の障害児教育のソフト面における援助について比較した。

Table 9-1-1 スウェーデンとわが国の障害児教育のソフト面における援助

	スウェーデン	日本
援助方針	有り	無し
援助の対象とした機関	教育省(NIE)	聾学校 聴覚障害児早期教育施設 教育省(NIE)
対象とする障害領域	あらゆる障害	聴覚障害のみ
援助開始時点での調査団の派遣による事前調査の実施	有り	無し
国内での専門分野での支援組織	イエテボリ大学	無し
長期間滞在した専門家等の継続的な活用	有り	無し
援助国の国内NGOとの連携	有り (SHIAが中心)	直接的な連携は見られない 個人的支援が見られる

スリ・ランカへのわが国の障害児教育へのソフト面での援助が、個人ベースの援助であったことは、渡辺(1994)が指摘するごとく、わが国の教育援助に見られる特質に一致するものであった。このように専門分野での組織的な支援を得られないまま、個人ベースによる援助を実施することが、わが国の円滑な援助活動を妨げる要因となっていることは否定できない。

以上のように、わが国は障害者支援分野への援助の蓄積は未だ十分でなく、援助方針の策定、数少ない経験者の活用等、援助を円滑に実施するためのシステムも確立されていないことが示された。

発展途上国への援助を実施する上で、従来、先行研究では、援助供与国における価値観の被援助国への押しつけに関する問題や、発展途上国において適切な早期教育モデル、といった被援助国における援助の実施方法については検討されてきた。しかし、援助供与国が援助を実施するための基盤整備について論じた文献はほとんどない。その理由の1つとしては、欧米の先進諸国においては、キリスト教をその基盤とする慈善活動や旧宗主国としての長い歴史をもって社会の中に根づいており、援助を実施するための一定のノウハウが既に蓄積されているため、このような援助実施のための基盤について検討する必要性があまりないことが考えられる。一方わが国の場合は、第3章第4節で示したように、発展途上国の障害児教育への援助は未だ歴史が浅く、本格的に実施されたとは言えない段階にある。わが国が障害者支援分野における途上国援助に関する蓄積をもたないとしても、それ自体は、わが国の障害児教育分野への援助が困難であることを示すものではない。わが国は、わが国独自の援助のあり方を整備していく必要があるということである。

1-2. 今後のわが国の障害児教育分野への援助に関する示唆

わが国独自の援助のあり方について、本研究から得られた示唆に基づいてここで提示する。第5章第3節で示したように、欧米文化圏に所属すると推定される著者たちによる先行研究では、アジア諸国での子育てや親子関係について、自国とは異なるものであるという観点からの記述が多い(Starr; 1992; Miller, et al.)。一方、わが国は他の先進諸国とは異なり、アジアの一国であり、特に、

イスラム圏を除くアジア諸国の文化的背景については、それが表層的なものであるにしろ、理解するにはそれほどの困難を伴わない。さらに、青年海外協力隊のように、現地語を駆使して活動できる人材をもっていることは、スウェーデンの援助ではほとんど見られないことであった。このような点から、わが国が援助を実施していく場合、欧米諸国から派遣される専門家と比較したときに、日本人専門家はより対等に近い立場で受け入れられる可能性をもつ¹⁾ という利点がある。また、わが国には障害児教育に関して、レベルの高いノウハウを身につけた専門家人口も多い。これは、人口の少ないスウェーデンと比べて、派遣専門家予備群が多いということである。

今後わが国が発展途上国の障害児早期教育への援助を実施していく上で、基盤となる事柄をFig. 9—1—1に示した。Fig. 9—1—1において第5番めに述べた、わが国の障害児教育における諸成果の発展途上国への適用の可能性を検討することは、援助を実践していく上で重要となる事柄である。これを検討するには、わが国の障害児教育の中で他の国に技術移転する価値がある成果とは何であるかについて、自国の障害児教育に関する総合的な評価をする必要がある。また、それとは別に、その成果が発展途上国において技術移転することが可能か、適切であるか、十分に検討する必要がある。

- | |
|--|
| 1. 国内のいずれかの研究機関・施設を途上国援助の拠点とする。 |
| 2. 発展途上国の障害児教育への援助方針を定める。 |
| 3. 発展途上国の障害児教育に関する情報を蓄積する |
| 4. この分野での援助業務経験者を活用する。 |
| 5. わが国の障害児教育の諸成果の発展途上国への適用可能性について検討する。 |

Fig. 9—1—1 わが国が障害児教育への援助を実施
する上での基盤となる事柄

2. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育に対するわが国の援助の効果

2-1. 「聾学校幼稚部プロジェクト」の効果に関する総合的検討

第7章第2節において、数少ないわが国の障害児教育分野に対する援助における代表的な例である、「聾学校幼稚部プロジェクト」の効果について検討した。その結果、「聾学校幼稚部プロジェクト」が十分な短期的効果、すなわち「聾学校に幼稚部を開設し、カウンター・パートに対し教育方法・理論を指導し、聴覚障害児の早期教育を推進する」という主要な目標を達成したことが明らかになった。

次に、プロジェクトの社会的影響、すなわちプロジェクトに対する受け入れ社会の反応について佐藤(1994)をもとに分類したところ、プロジェクトを「全面的に受け入れ」ていた学校が5校中2校、及びこのうちの1校を退職し自ら聴覚障害児早期教育施設を開設した教員による1施設であった。一方プロジェクトを「部分的に受け入れ」ていた学校は5校中3校であった。

さらに、プロジェクト開始10年後にプロジェクトの継続性、及び発展性を調査したところ、継続していた学校が5校中4校、プロジェクトが学校独自の発展を示していた学校が5校中2校であった。

プロジェクトの社会的影響（受け入れられ方）と、プロジェクトの継続性及び発展性の関連を検討し、総合的にプロジェクトの効果を評価するために、Table 9-1-2を作成した。Table 9-1-2において、「援助が積極的に受け入れ」られたとされたA校、B校及びG施設の教員は、第7章第2節で述べたように、わが国の専門家が派遣された時点(1980年)において日々の実践の中で既に早期教育のニーズを認識していた。このように援助を受け入れる側でそのニーズが十分に認識されていることが、プロジェクトの社会的影響及び持続可能性を高めるための重要な要因であることが示唆された。

Table 9-1-2 「聾学校幼稚部プロジェクト」の効果

援助の受け入れられ方の 類型 (佐藤, 1994)	1980~87年 当時の各学校 の状況からの 分類(専門家定 期報告書より)	10年後の幼稚部の活動 の実態: 1997年の学校 訪問調査の結果	
		【継続性】	【発展性】
①受け入れられる場合	A校	有	有
	B校	有	有
	G通園施設	有	有
②部分的に受け入れら れる場合	C校	無	無
	D校	有	無
	E校	有	無
③受け入れられないが無関心 である場合	該当無し		
④受け入れられないことが積 極的に表明される場合	該当無し		

2-2. 聴覚障害児プレスクール教員養成コースの効果に関する検討

スリ・ランカでは、国内での優先順位が低い障害児教育分野については海外からの援助への依存の度合いが大きく、その中でも早期教育の分野は海外の援助機関や国内のNGOがサービスを実施してきた。

わが国が実施した「聾学校幼稚部プロジェクト」及び「聴覚障害プレスクール・プロジェクト」の効果を検討するときに、わが国が、障害児教育分野の中でも早期教育という、被援助国だけでは開始することが困難な分野を選んだことは十分に評価する必要がある。また、統合教育の推進以降、外国政府から援助を受けることの少ない聾学校に対する援助を実施したことや、プレスクール教員の養成コースを開始したことにより障害児早期教育の定着を図ったこと

意味は決して小さくない。

ここでは、第7章第3節で述べた、わが国のスリ・ランカの聴覚障害児早期教育援助の成果の1つである、聴覚障害児プレスクール教員養成コースの開始について考察することにより、わが国の援助の効果を高める要因についてさらに検討する。

「聴覚障害プレスクール・プロジェクト」の効果を検討するとき、教員養成コースの開設の効果について明らかにする必要がある。教員養成コースは、（1）聴覚障害早期教育施設での教育・療育の質を高める、（2）教員の専門職としての自覚ややる気を促す、（3）社会的に障害児早期教育に対する認知を得る、という点において大きな効果をもたらした。聴覚障害児早期教育を継続的・発展的に進めていく上で、教員を養成することはもっとも重要な援助項目の1つであることが理解できる。

しかし、教員養成コースの開設は、外国援助団体にとって援助を実施するのが容易な分野ではない。それは、教員養成コースへの援助を実施するには、幼稚部の開設、指導方法の伝授等、他の援助項目よりも、被援助国の文化についてよく理解している必要があるからである。例えばコースのシラバス作成を援助するには、当該国における補聴器の使用状況、聴覚活用の実施の度合いといった専門的な事柄だけでなく、教員と子どもの関係や親子関係、通園方法等の社会的側面、及び子どもの生活実態、すなわち子どものしつけ、子どもの歌・遊び、おやつの時間や内容等に関する知識を十分に持っている必要がある。これらの条件を満たすことができたのは、2年間の聴覚障害早期教育施設への派遣経験をもった上で、「聴覚障害プレスクール・プロジェクト」を実施した青年海外協力隊員をおいていなかったと思われる。

新規のプロジェクトを開始するにはその分野での経験をもち、なおかつ外国政府やNGOからの資金の調達まで業務範囲として実施できる、経験豊かな外国人の後押しが重要な役割を果たす。異なった省庁に所属する関係者を結びつけるには、現地語を駆使する外国人ボランティアが最適であったという点も無視できない。

一方、1990年代に入ってから社会福祉局や教育局関係者のあいだに、さまざまなルートを通して障害児早期教育の重要性に関する情報が入ってきており、

障害児早期教育のニーズについての認識が高まっていた点についても指摘する必要がある。

このように、聴覚障害児早期教育の教員養成コースの開始は、わが国のスリ・ランカへの援助の成果の1つとして位置づけられるが、この成果はスリ・ランカの文化様式を熟知した青年海外協力隊員を得て実現されたものであった。

3. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育に対するわが国の援助の有効性

第8章において、わが国が援助したスリ・ランカの障害児教育の有効性が実証された。しかし、この場合の有効性とは、狭い意味での早期教育の有効性を指すのではなく、早期に発見され補聴器を装用する等障害に対応したサービスを受けられたこと、そして早期から聴覚障害児に適した言語・コミュニケーション指導を受けられたこと、そしてこのような条件を保障できるだけの環境にあったこと、これらのこと全体を指すものである。

スリ・ランカは教育・保健指標の高い国であるが、国内での教育の格差が大きいという問題がある。それは、主に西部州に代表される教育レベルの高い地域と、紅茶プランテーション地域を含む州に代表される教育レベルの低い地域との格差である。前者では多くの子どもたちがプレスクールへ通う一方で、後者ではプレスクールの整備は遅れている。小学校就学（5歳）時点で既に子どもたちのあいだで学校に適応していくための能力に差があることが、NIE（1988）によって示されている（補章第2節参照）。このような就学時点での格差は、聴覚障害児においても著しいことが本研究から示された。このような地域によるサービスの差を縮めるには、北西州プレスクールに代表されるような地方の小規模の聴覚障害児早期教育施設をさらに拡大しその質を向上させる必要がある。

さらに、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育施設の今後の課題としては、第8章において早期教育群が通園していた早期教育施設のような、子どもと早期教育施設に通園することを家庭内の最優先課題にできるだけの余裕のある家庭の子どもが通う、センターとしての役割を果たす施設と、地域生活に密着したサービスを提供している早期教育施設との役割分担や連携が進められることで

ある。

発展途上国の障害児早期教育に対して援助を実施する場合に問題となるのは、発展途上国では先進諸国の早期教育モデルが有効であるのか、あるいは先進諸国とは異なったモデルが必要であるかという点である。本研究では、わが国の援助で実施した聴覚障害児早期教育施設における教育方法・内容の有効性については、十分な検討ができなかった。わが国が移転した聴覚障害児の指導技術に関する評価が、今後の課題として残された。

注

- 1) このことは、筆者自身がこれまでのスリ・ランカでの滞在経験の中で感じたことである。

第2節 スリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルの提示

1. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育について得られた知見

本節では、本研究の4つめの目的である、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルを提示し、検討する。最初に、本論文第7章第3節で得られた知見を整理する。

本研究の第7章第3節では、スリ・ランカに2種類の性格の異なる聴覚障害児早期教育施設があることを明らかにした。その1つは、先進諸国から移転されたモデルを適用した聴覚障害児早期教育施設である。これらは1980年代に先進諸国の援助で設立された、NGOが運営する都市型施設（聾学校及び聴覚障害児通園施設）であり、単一の障害を対象にし、専門性をもった教育活動を展開している。これらの施設のうち聾学校幼稚部1校で入園年齢に関するデータが得られたが、そこでの入園年齢は3歳直前であり、後述する北西州プレスクールが4歳半ばであるのと比較して早い。これらの早期教育施設では、先進諸国から移転された聴覚障害児早期教育モデルを用いて早期教育を実施し、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育において重要な役割を果たしてきた。これらの早期教育施設が設立される背景には、子どもの教育を最大の優先課題にすることができる都市型住民のニーズがあること、また耳鼻科医の集中するコロombo周辺を含む西部州に位置しているため、他の地域と比べてより早期に聴覚障害の診断を受けられる地域であることがあげられる。先進諸国から移転されたモデルを適用する都市型障害児早期教育施設としては、コロomboに1980年代に設立された私立の知的障害児早期教育施設もあり、知的障害児のみを受け入れている。

もう1つは、NGOによって運営される障害幼児通園施設と北西州プレスクールである。前者は地方都市や町に位置し、障害のタイプを問わず幼児を受け入れている。また、北西州の農村地帯の町に散らばる北西州プレスクールは、北西州社会福祉局が直接運営するプレスクールであり、州の社会福祉政策の一環

として両親に対して通園奨励策が実施されている。このような貧困対策と関連した施策をとることにより、他の州では経済的理由から早期教育施設に通園できない家庭の子どもたちが、プレスクールに通園できていると考えられる。北西州プレスクールは地域密着型の障害児通園施設であり、当初聴覚障害プレスクールとして出発したものの、その後地域のニーズに合わせて、聴覚障害だけでなく知的障害を含めあらゆる障害をもつ子どもに対応する等、その性格を柔軟に変えていったものと思われる。そして現在では、学齢になっても通学することが困難な子どもや小学校入学後ドロップアウトした子どもをも、この障害児プレスクールで受け入れている実状が明らかになった。

2. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルの提示

スリ・ランカには先進諸国から移転したモデルによる都市部の聴覚障害児早期教育施設と、複数の障害をもつ幅広い年齢の子どもが、それぞれのニーズをもって通園する地方の州における早期教育施設がある。このようなスリ・ランカにおける2種類の障害児早期教育の枠組みを、本研究では、都市型モデル及び農村型モデルと呼ぶ。

Fig. 9-1-1にこれら2つの障害児早期教育モデルの枠組みを示した。

第5章第3節でこれまでの発展途上国における聴覚障害児早期教育に関する先行研究を示したが、Löwe(1993)とClark(1993)及びHuong(1998)のいずれも先進諸国から移転されたモデルを発展途上国に適用することに関する研究であった。それに対して本論文においてスリ・ランカでは先進諸国（わが国）から移転したモデルを適用する都市型モデルと、先進諸国から移転したモデルを、福祉的施策の中で地域の実状に合った形態に大幅に変容させた農村型モデルが両立していることが提示された。

このように、発展途上国においては障害児早期教育は単一のモデルで実施されるよりも、多様な早期教育施設が設立されることで地域的に異なるさまざまな両親のニーズに応えることができるということが示唆された。

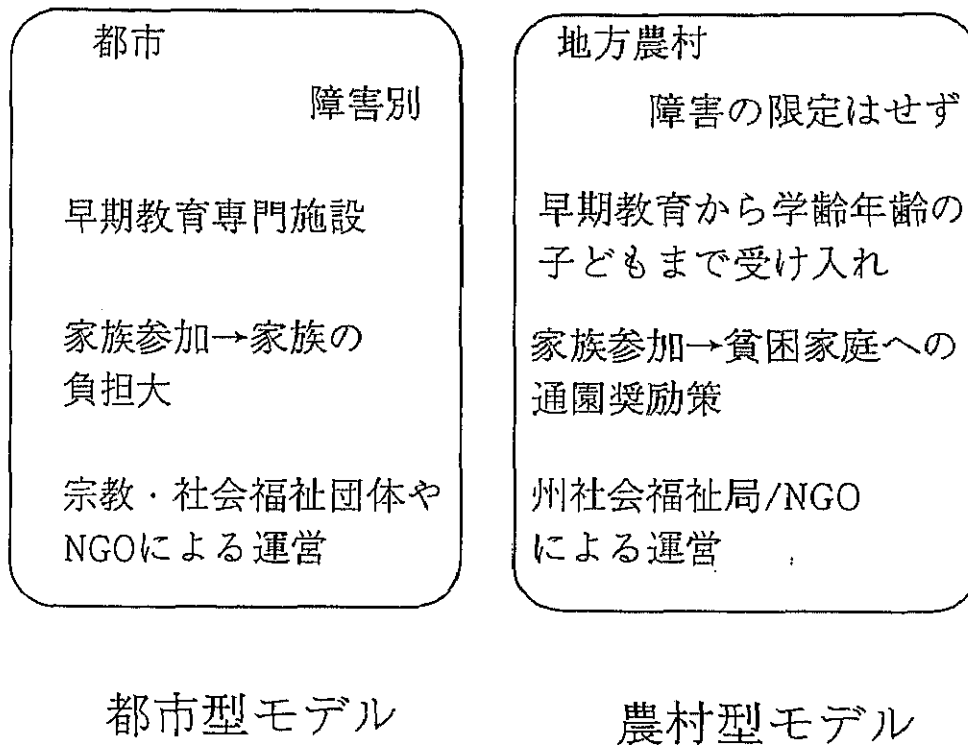


Fig. 9-2-1 スリ・ランカにおける障害児早期教育モデル

農村型モデルの利点は多々あるが、その一方で、先進諸国の障害児早期教育モデルを移転した、都市型モデルによる聴覚障害児早期教育施設は否定されるべきものではない。補章に示したように、国民の教育・保健指標が高いスリ・ランカのような国においては、都市に居住する両親たちから都市型モデルに対するニーズがあるのは当然のことであり、先進諸国のモデルを移転した障害児早期教育の場が提供されることは重要である。一方で、農村地帯の実状に即したスリ・ランカ独自の農村型モデルについても、今後さらに発展させていく必要があると思われる。

3. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルの検討

3-1. 都市型モデルによる早期教育施設における両親参加の実際

第8章第4節で、スリ・ランカで都市型モデルを採用する聴覚障害児早期教育施設においては、第5章第1節のFig. 5-1-3に示された先進諸国における障害児教育の包括的概念の1つである両親参加が、文化的に抵抗なく受け入れられたことが明らかになった。ここには、スリ・ランカにおける、親子の密着の度合いの強い文化的背景の中で、子どものために最善を尽くすことが当たり前であるという価値観が大きく影響していると考えられる。

一方で、すべての家庭が子どもを早期教育施設に通わせ続けることができたわけではない。これら2校の早期教育施設に子どもを通園させることができるのは、子どもを最大の優先課題にできるだけの条件を満たした家庭に限定される。一般に母子通園を通じて聴覚障害児への早期教育を実施するには、養育者の側に多くの努力が必要である。A園、G園ともに、わが国の聴覚障害児早期教育の指導上の原則の1つである母子通園を採用しており、主に母親が子どもを連れて通園する。交通事情の悪いスリ・ランカにおいて、超満員バスでラッシュ時間帯にほぼ毎日通うことの負担は、両親にとって大きなものであることが推測される。スリ・ランカでは、女性の就業率があまり高くなく、母親が子どものために仕事をやめなければならないケースはそれほど多くはないが、先進諸国とは異なり人の手を必要とする作業が多い家事労働に携わるために、毎

日通園することが大きな負担になっていることが推測される。

3-2. 都市型モデルによる早期教育施設における補聴器使用の実際

わが国の聴覚障害児早期教育において母子通園と並ぶ指導上の原則である補聴器装用は、スリ・ランカの都市型モデルによる早期教育施設において早期（0歳～4歳）から進められていることが明らかになった。

しかし、補聴器使用の実際の状況については、わが国とスリ・ランカの都市型モデルによる早期教育施設では異なることが推定される。それは、スリ・ランカでは、補聴器のフィッティングが十分に為されないか、場合によっては全く考慮されていないこと、Furuta and Yoshino(1998)において示された補聴器のメンテナンス（部品交換や修理）の問題が都市部でも見られることによる。しかし、これらの理由をもって、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育では補聴器使用は適していないと性急に判断することは適当でない。

第8章において、早期教育群のスピーチの量が非早期教育群より有意に多かったという結果は、補聴器の装用による聴覚の活用によるものである可能性を示すものであった。しかし、本研究では、補聴器の状態、スピーチの聴取弁別等聴覚活用の程度については検討できなかった。今後、このような研究を通して、スリ・ランカの早期教育における補聴器の位置づけについて、さらに検討する必要がある。

ここでは、この問題を考える上で、基盤となる事柄についてふれておきたい。それは、補聴器による聴覚活用について考察するとき、補聴器をスリ・ランカの文脈の中で見る必要があるという点である。補聴器を継続的に使用することが可能な環境では、スリ・ランカ独自の補聴器提供サイクルを開始させ早期教育の中に組み込む一方で、それ以外の環境においては他の早期教育の方法を追求する必要があると思われる。

3-3. 第5章第3節の発展途上国における障害児早期教育のモデルとの関連

第5章第3節において、Fig. 5-3-1に発展途上国における障害児早期教

育の基盤を示した。スリ・ランカにおいては、障害児政策の明文化と法制化及び内外援助団体の有効利用については、概ね実施されていることが明らかになった。しかし、本研究では、先進諸国モデルの移転に関する諸問題について深く検討することはできなかった。また、スクリーニングと評価方法の開発についてはまったく検討することができなかった。これらを今後の課題としたい。

さらに、第5章第3節において、発展途上国における障害児早期教育のサービス提供の形態を示したが、本研究で検討したわが国が援助を実施したスリ・ランカの聴覚障害児早期教育については、「家庭とセンターに基盤をもつプログラム」に分類することができた。

3-4. Price(1994)の提示した発展途上国における障害児早期教育実践上の留意点に関する検討

第5章第3節において、Price(1994)の発展途上国における障害児早期教育実践上の留意点(Fig. 5-3-3)をもとにして、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育の実践を検討する。

3-4-1. サービス提供の柔軟性

ここでは農村型プレスクールにおけるサービス提供の柔軟性を示す例として、北西州福祉局が障害児プレスクールの通園児を拡大するために実施している貧困対策サービスについて検討する。北西州福祉局では、より多くの障害児の両親が子どもを早期教育施設に送ることができるように、貧困対策と結びついた障害児早期教育のための施策を実施している。このような施策の効果を短期間に評価するのは困難である。しかし、このような施策がすべての両親に有効であるわけではないと予測される。両親が障害児を通園させることができない要因は、経済的な問題以外にも、家族や地域社会等における意識や態度に関係したさまざまな要因がみられると思われる。これらの問題に対応するための、他の方法がとられる必要がある。

3-4-2. スタッフ養成における脱専門性

スリ・ランカの聴覚障害児早期教育施設の教員は、わが国の高等学校卒業に相当する学歴をもち、それ以上に高い技能を身につける機会を与えられていない女性たちであった。一般のプレスクールの教員と同等の学歴と同等のレベルで、しかも2年間を要する教員養成学校と比較して、スリ・ランカの聴覚障害児プレスクール教員養成コースは3カ月間であり、それほどの専門性を身につけることを求められてはいない。しかし、これだけの期間、NIEの寄宿舎に宿泊し、実習を含めた研修を受けることの意味は大きいと思われる。

3-4-3. 意識啓発・態度変革

本研究では、一般の人々の障害に対する意識や態度について調査していない。しかし、第8章で得られた6歳から9歳までの聴覚障害児の両親や家族の考える子どもの聴覚障害の原因に関する回答から、両親たちがどのような意識をもっているか把握することができた。スリ・ランカのコロンボ周辺の都市部を含む西部州に住む聴覚障害児の家族（主に母親）は、おおむね、聴覚障害の原因を医学的原因に求めているが、約5分の1の回答者からはカルマや言い伝え等があげられ、中でもカルマについては早期教育を受けた子どもの両親、受けていない子どもの両親共に聴覚障害の理由として各2名ずつあげた。

このような文化的な文脈の中でカルマのような宗教に根ざした伝統的な考え方を否定するのは誤った態度であると考えられる。この問題には別の側面から光をあてる必要があると思われる。すなわち、カルマのような考え方は、両親が子どもの障害を受容するのを助けているとも考えられる。このような文化に根ざした考え方を十分に尊重し、両親カウンセリングの中にも取り入れていく必要性が示唆された。

3-4-4. 助言の必要性

都市型聴覚障害早期教育施設及び地方都市の障害幼児通園施設では、長期滞

在する外国人ボランティアによる援助を受けていることが多い。しかし、ボランティアの場合は、異文化の中で適応する困難さに直面しながらの協力活動であること、また受け入れる側から見ると各ボランティアの指導方法や技術が異なり、継続性のある支援を受けるのが難しいという点から、欠員補足的な扱いを為されているケースが多いと思われる。個人としての支援ではなく、援助団体として長期的な視野にたって一貫性のある助言をすることが求められる。

そのためにはそれぞれの早期教育施設が、特定の国の特定の団体と長期的な協力関係を結び、一貫性のある国際協力をする必要があると思われる。

3-5. スリ・ランカ独自の聴覚障害児早期教育施設の発展

本研究において、スリ・ランカ独自の聴覚障害児早期教育施設の発展が見いだされた。すなわち、都市型モデルを採用するG園は、聴覚障害児早期教育施設（G園）と児童学習センターの2つの機能をもっている。児童学習センターでは、卒園児が母親あるいは付き添い者とともに、小学校での授業が終わった後に訪れ、母親らが当番で用意した昼食を食べ、その後各学年ごとに学習指導を受ける。G園を開設した教員は、近くの普通学校の聴覚障害ユニットの教員として勤めており、自らのユニットにおいて多くの卒園児を受け入れ普通学級への準備教育を実施し、1、2年後に実際に普通学級に完全統合させる。そして、放課後は学習センターの非常勤の講師らとともにこれらの子どもたちの学習指導を提供するという、1つの一貫したシステムをつくり出している。そのため、G園出身の子どもたちの学校からの帰宅時間は、それ以外の子どもたちが12時から3時の範囲内であるのに対し、5時から8時半という遅い時間帯になっている。この児童学習センターは、聴覚障害児早期教育のスリ・ランカにおける独自の発展の例としてとらえることができよう。

Dore(1976)が指摘したようにスリ・ランカにおいては求職者の学歴による選抜は徹底して行われ、しかもO-Level卒業（中等教育修了）の学歴を得るために、多くの者が脱落する試験をくぐり抜けねばならないというきびしい状況にある。聴覚障害児にとって、O-Level試験に合格することは大きな成功を得ることである。G園における、卒園した親子への、抱えこみすぎの傾向すら感じられる指

導システムは、このような社会状況を反映し、両親の切実なニーズから生まれたものであると考えられる。

注

- 1) 近年では、子どもの主体的な聴く態度を重視した聴覚学習という用語も用いられる。

第3節 発展途上国の障害児早期教育への援助に関する示唆

本研究では、スリ・ランカという発展途上国の中では教育・健康指標が高い国の聴覚障害児早期教育への、わが国の援助について分析・検討を実施した。本研究で得られた知見を、さまざまな段階にあるすべての発展途上国に適用することはできないが、どの国で援助を実施する場合にも有効となる示唆は得られたと考える。

最初に、障害児早期教育の発展途上国における位置づけであるが、スリ・ランカのみならず、発展途上国の多くでは、障害児教育、そして就学前教育のいずれもが未だ十分に確立されていない領域であることが多く、外国の援助団体が大きな役割を果たしている。

しかし、このような領域でありながら、スリ・ランカの北西州社会福祉局のように、責任者の認識と発案により、独自の障害児早期教育政策を実施することが可能である。発展途上国では責任あるポストについている人々が決定できる業務の範囲は、わが国において考えられるよりも大きい場合が多い。発展途上国の教育や社会福祉、保健といった関連領域で重要なポストにある人々に対する情報提供や意識啓発は、障害児早期教育を進めていく上で重要な課題となる。

次に、発展途上国における障害児早期教育モデルについて、Price(1994)が指摘するように、1つのモデルにこだわるのではなく、国、地域、それぞれの実状に合わせたサービス・モデルを柔軟に構築することが重要であることが、本研究からも示唆された。援助を実施していく上で、先進諸国モデルを移転したモデルと、先進諸国モデルが独自の変容をしたモデルとが併存することこそが、より幅広いニーズに応えるためのあり方である。援助実施国に求められるのは、それらのモデルのどちらの価値も認め、双方が連携を取れるよう援助することであろう。

その他に、発展途上国の障害児早期教育を円滑に進めるために、本研究から得られた示唆を以下に示す。1つめは、障害児早期教育に対して援助を実施す

るには、障害幼児の指導法といった専門的な事柄だけでなく、子育ての方法、親子関係といった文化と深く関わる領域に対して十分な理解及び認識をもつ必要があるという点である。

2つめは、障害児早期教育に対する援助の中でも、特に、教員養成コースへの援助は、障害児早期教育の基盤を構成し、教員の意識を高めるために重要であるという点である。

3つめは、発展途上国の障害児早期教育への援助の効果を高めるためには、当該国の障害児教育関係者のあいだで十分に早期教育へのニーズが認識される必要があるという点である。ニーズが認識されていないところでは、障害児に対する早期教育を実施することの意味が十分に理解されるまで、関係者の意識啓発に取り組む必要がある。本研究において、スリ・ランカの障害児教育関係者のあいだでは、障害児早期教育のニーズは認識されていても、実際の場面を見たことがないために、その実行可能性について懐疑的であったり、既に早期教育が実施されていることを知らない人々も多いことが示された。発展途上国の障害児教育及び福祉関係者（教員や社会福祉省職員）を対象とした、障害児早期教育に関するワークショップを開催することは、ニーズへの認識を深めるために重要である。

第4節 発展途上国の障害児教育に対するわが国の援助への提言

スリ・ランカの聴覚障害児早期教育へのわが国の援助に関して本研究で得られた知見をもとに、今後のわが国の障害児教育分野の援助のあり方について、以下に示す4つの提言をする。

1. 本研究において、障害児教育分野の援助案件は発展途上国での優先順位が低いために、援助国であるわが国による発掘が重要な役割を果たすことが示唆された。今後わが国は、案件発掘のための調査団を派遣したり、現地の専門家及び青年海外協力隊員からの情報を得るなどして障害児教育分野の援助案件を発掘し、案件が実現するよう関係諸機関にはたらきかける必要がある。

2. 発展途上国における障害児教育の重要性について、また障害者支援分野の援助実施の具体的内容についての知識や情報を提供するために、発展途上国の援助担当者や国家計画を起案する立場にいる行政官を対象とした研修を実施する必要がある。

3. 本研究において、スリ・ランカの聾学校は私立の社会福祉団体であり、学校の運営基盤が弱い場合があることが示された。これらの聾学校経営者に対して、聴覚障害児教育や学校運営についての研修を実施することが求められている。現在、スリ・ランカ国内の機関がこのような研修を実施することは困難であるため、外国援助団体においてこの分野への援助を実施できる機関はない。しかし、近年、統合教育、Inclusive Education へと向かう国際的動向の中で、海外政府機関からの援助を受けられず、一部のNGOからの援助に頼っている発展途上国の聾学校に対して、聾学校教育の歴史をもつわが国が援助を実施することの意味は小さくない。

以上の提言の他に、わが国が今後発展途上国の障害児早期教育への援助を実施していく上での基盤としては、第9章第1節のFig. 9—1—1に示した5項目をあげることができる。